

○生田緑地マネジメント会議会員の情報提供に関する手引き

- ・ マネジメント会議会員は、自己の団体の実施する活動等をマネジメント会議会員（正会員・準会員以下略）に対して情報提供することができる。
- ・ マネジメント会議会員への情報提供は、原則としてマネジメント会議事務局が行う。
- ・ マネジメント会議会員への情報提供は、生田緑地に関するものに限られる。ただし、生田緑地以外の情報提供であっても、その内容が生田緑地の運営に資すると判断されるものについては、例外として取り扱う場合がある。
※「例外として取り扱う内容についての事務規定」参照
- ・ 情報提供の可否については、例外事項も含めてマネジメント会議会長の判断にて決するものとし、可能と判断された場合は、速やかに事務局よりマネジメント会議会員あてにメール・郵送等により情報提供を行う。なお、掲載が認められない情報提供については、その理由について依頼した会員に事務局より通知を行う。

※例外として取り扱う内容についての事務規定

- ・ 今後、生田緑地で取り入れることが望ましい有益な情報と認められる場合
- ・ 会員相互のコミュニケーション、スキルアップ等に役立つ情報と認められる場合

(案)

○催し物等の後援に関する手引き

- ・ マネジメント会議会員の実施する催し物等については、マネジメント会議が後援をすることができる。
- ・ この手引きにおける後援とは、原則として金銭的・物質的な支援を行わず、マネジメント会議が催し物等の主旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を許すことによって支援することをいう。
- ・ 後援を行う催し物等は、公募等により一般の市民が参加できるものであること。
- ・ 後援を承諾するかどうかの判断は、マネジメント会議会長に一任する。
- ・ 後援をする催し物等の情報については、事務局がマネジメント会議会員あてにメール・郵送等で通知する。